

委員は、採択のために必要な資格条件を満たしていない

1、教科書を読むことも困難である委員らは、採択してはならない

2009年度の中学校教科書の採択対象は、9教科73種の合計135冊の教科書がある。これだけの教科書を委員らが読むだけでも困難であるが、単に読むだけではだめである。全教科の教科書の専門的知識と教育実践経験がなければ、どの教科書が最も子どもたちにふさわしいのかを比較検討し、選定できない。小田委員長は、「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」（第9回教育委員会、2009.4.30）と委員会で述べている。

「教科書に目を通すこと」すら「物理的に無理」であるのなら、「主体的選定」（教育委員の私的評価に基づく選定）などできないことは明白だ。つまり、教育委員らは、採択を行うために必要な資格条件を満たしていない。これは、教育委員らの個人的資質の問題ではない。音楽から英語まで全9教科の専門的知識や教育実践経験などを持ち合わせしている人間など存在しない。

文科省も、「採択について（通知）」のなかで、「綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります」、「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものである」としているのは、「委員らの主体的選定は不可能である」との現実があるからである。

つまり、学校で生徒たちが使用する教科書を選定するためには、専門的知識と経験が必要不可欠であり、委員らはその条件を満たしていないのである。

2、協議会の報告を無視して、委員らの独自の評価で採択している

今治地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という）は、2009年7月30日付で、今治市教育委員会教育長宛に「平成22～23年度使用中学校教科用図書の選定に関する協議結果の報告書」（以下「報告書」という）を提出し、報告書には、「平成22～23年度使用中学校教科用図書は、すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい」との審議結果と、「継続使用することが望ましい理由」が記載されていた。

協議会は、今治地区内の校長会・教頭会・保護者の代表者らで構成されるが、この協議の中で、委員らは、次のような意見を述べていた。

- ◎（扶桑社版教科書は）民衆の視点ではなく、為政者の視点に立っている。
- ◎歴史を脚色することなく事実をきちんと伝える教科書がよい。
- ◎子ども達も現在の教科書を使って学習を進めてきており、教師も教材研究を積んできているので、現行の教科書が望ましい。
- ◎学校現場から、現在の教科用図書を使用するに当たって特に問題点はあがないない。
- ◎教育委員会で決定する際にも、教師の希望・評価等、そういう現場の声を重視していただければありがたい。（協議会会議録より）

ところが、各委員らは、これを無視し、委員らの私的評価などに基づく挙手による多数決によって採択を行った。

なお、当該採択に関する資料は、「資料集 教科書の決めかたに問題あり」を参照されたし。

以上